

「子どもの読書推進会議」運営規約

2001.4.12

(改訂) 2015.7.22

1. (名称) 本会は、『子どもの読書推進会議』という。
2. (目的) 「子ども読書年」の理念を受け継ぎ、子どもと本の出会いによる楽しさと豊かさを育てるために、読書推進活動を展開し、関係団体と連携して読書環境の整備・促進を図ることを目的とする。
3. (活動) 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - ① 構成団体、および読書推進団体、市民グループなどとのネットワークを大切にし、その情報交換と協力関係を維持、拡大する。
 - ② 「絵本ワールド」事業を中心に展開する。
 - ③ すべての団体が推進する「子どもの読書推進」活動を支援、協力する。
 - ④ ACジャパンによる「子どもの読書」の普及活動を継続していく。
4. (会員および会費) 本会の目的に賛同する団体・法人または個人を会員とする。会員は、会費を負担するものとする。
 - ① 正会員 本会の目的に賛同し、運営に参加する団体・法人
会費は年間 1口5万円(1口以上)
 - ② 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体・法人、個人
会費は年間 1口5万円(2口以上)
 - ③ 協力会員 本会の目的に賛同し、相互の事業を支援する団体・法人
会費は免除
5. (入会・退会)
 - ① 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、総会の承認を得るものとする。
 - ② 本会を退会する場合は、退会届を代表に提出するものとする。
6. (運営委員)

本会の運営を行うために、構成団体は、1名以上3名以内の運営委員を推薦し、総会に参加する。
7. (役員) 本会の運営を行うために、次の役員を置く。

代 表	1 名
副 代 表	2 名
顧 問	若干名
会計監査	2 名
事務局長	1 名

8.（役員の選任）構成団体から推薦された運営委員のなかから、代表、副代表、会計監査、事務局長を、総会で選出する。

9.（役員の役割）

- ① 代表は、本会を代表し、会議の議長を務める。
- ② 副代表は、代表を補佐し、代表の指名によりその職務を代行する。
- ③ 顧問は、会議に出席し、本会の運営に助言を与える。
- ④ 会計監査は、本会の会計を監査する。
- ⑤ 事務局長は、本会の事務を掌理し、会計を管理する。

10.（役員の任期）本会の役員の任期は、2年とする。

11.（総会）総会は、運営委員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

12.（総会の権限）総会は、次の事項について決議する。

- ① 役員の選任
- ② 前年度の事業報告書、決算報告書の承認
- ③ 当年度の事業計画書、収支予算書の承認
- ④ 新入会員の承認
- ⑤ 運営規約の変更

13.（幹事会）

- ① 幹事会は、代表、副代表、事務局長と、構成団体の推薦に基づき代表が指名した幹事により構成される。
- ② 代表の招集により開催し、構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
あらかじめ意思表示をした者は出席者とみなし、代理出席も可とする。

14.（幹事会の権限）幹事会は、代表の招集により適宜開催し、当会の事業の執行を行う。

15.（委員会・ワーキンググループ）本会の事業を推進するために、必要に応じて、幹事会のもとに、委員会・ワーキンググループを設けることができる。

16.（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

17.（事務局）本会の事務局は、公益社団法人 読書推進運動協議会 内に置く。

18.（附則）この運営規約は、2015年7月22日から実施する。